

令和8年度

# 就学相談のしおり

～子どもたちの健やかな成長を支えるために～



長崎市教育委員会 教育研究所

住 所：〒850-0874 長崎市魚の町5番1号 市民会館7階 長崎市教育研究所  
電 話：095-825-2932 / 095-824-4814  
担 当：平戸・多良

## 就学相談の流れ

4月



就学相談を行うには、『就学相談申込書』と『園児の相談票』が必要です。教育研究所へ提出してください。『園児の相談票』は園に記入をお願いしてください。申込締切は5月29日（金）です。締切より遅れる場合は、教育研究所までご連絡ください。

5月

6月



・6月16日（火）から7月31日（金）で就学相談を行います。教育研究所から保護者様へ、就学相談日の決定通知を郵送します。記入用紙も同封していますので、事前にご記入の上、当日ご持参ください。

※ 就学相談はお子さま同伴です。

・特別支援学校では、6月から学校公開がスタートしています。

（県立学校ホームページでご確認ください。）

7月



必要に応じて、医療機関との確認をお願いします（検査の予約など）。

8月

9月

小学校へ連絡し、学校見学の日を決定してください。

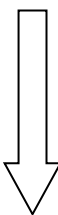
（窓口は教頭先生です）。お子さまと一緒に、見学を行っていただくことを推奨しています。



学校見学が終わったら、最終的に就学先を決めておきましょう。

10月

10月9日（金）までには、教育研究所へお電話でお知らせください。



特別支援学校や特別支援学級を希望する場合、10月から1月までに長崎市教育支援委員会で審議が行われます。審議の前後に、お電話でやりとりをします。教育研究所の電話番号（095-825-2932/095-824-4814）の携帯電話への登録をお願いします。

1月

特別支援学校、特別支援学級に決定された場合、1月下旬に入学・入級決定通知をご自宅に発送します。放課後等デイサービスの申請に必要なこともあるため大切に保管してください。

2月

教育研究所とのやりとりは終了しますが、ご不明点などがありましたら、気兼ねなくお電話ください。

3月



ご希望の方は、就学相談票、園児の相談票、診断書等、観察記録などの内容をまとめたサポートファイルを、教育研究所から小学校へ発送します。

はじめに

## 保護者の皆さまへ

～子どもたちの健やかな成長を支えるために～

長崎市では、お子さまが安心して学校生活のスタートができるよう就学相談を実施しております。

保護者の皆様の不安をやわらげ、疑問にお応えするためにこの「就学相談のしおり」を作成いたしました。就学相談の進め方や特別支援教育の現状について記載していますので、ぜひご一読ください。

就学相談は、子どもたちの健やかな成長を支えていくための一つのステップです。就学後も必要に応じて相談をお受けいたします。

どうぞ、保護者の皆さまのご理解をお願い申し上げます。

長崎市教育委員会 教育研究所長

# < 目 次 >

はじめに

## 目 次

1 就学相談の目的は何ですか？	.....	P1
2 就学相談ではどんなことが話題になりますか？	.....	P1
3 どんな学校・学級がありますか？	.....	P2
4 就学先を選ぶうえで考えておくことは何ですか？	.....	P6
5 就学相談の流れについて	.....	P8
6 特別支援教育について	.....	P10
7 インクルーシブ教育システムについて	.....	P10
※特別支援教育のキーワード	.....	P11
※子どもの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育	.....	P12

## 資 料

(1) 障害の程度と学びの場	.....	P15
(2) 令和8年度長崎市立小学校 特別支援学級等一覧 (長崎市立中学校 特別支援学級等一覧)	.....	P17
(3) 令和8年度長崎県の特別支援学校一覧	.....	P22
(4) 就学相談の申込方法	.....	P23
(別紙1) 就学相談申込書		
(別紙2) 園児の相談票		

## 1 就学相談の目的は何ですか？

就学相談は、子どもたち一人一人のニーズを把握し、豊かな学校生活へとつなげることを大きな目的としています。

就学相談をとおして、子どもたちのニーズを把握することができれば、スロープや手すりの設置、トイレの改修など、早期に学校の支援体制が整えやすくなります。

特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援にあたっては、学校と保護者だけでなく、医療機関、福祉機関、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の連携や協力が大切です。

就学相談をこのネットワークの窓口の一つとして活用していただければ幸いです。



## 2 就学相談ではどんなことが話題になりますか？

就学相談では、具体的に、次のような質問をおこなっています。

(以下、例)

### (1) これまでの育ちの様子について（生育歴）

- ・ 出生時の様子はいかがでしたか？
- ・ これまでの健診（1歳半、3歳、5歳児健診）で、何か心配なことはありませんでしたか？
- ・ 大きな病気をしたことはありませんか？
- ・ 医療機関での主治医の見立てや、検査の経験等がありますか？



### (2) 現在の家庭や幼稚園・保育園等での生活について

- ・ 家庭での子育てで苦勞なさっているところはありませんか？
- ・ 衣服の着脱や食事、排泄などの基本的な生活習慣はどうですか？
- ・ 大人や友達との関わりの様子はいかがですか？
- ・ 保育園・幼稚園等での様子はいかがですか？

### (3) 現段階での希望する就学先について

- ・ 具体的に就学を希望する学校や学級はありますか？
- ・ 学校にお願いしたいことや配慮してほしいことはありますか？
- ・ 見学を希望する学校や学級（学びの場）はありますか？

## <ポイント1> 就学相談に備え、準備しておくことは？

- 就学相談を申込みいただいた保護者の方には、事前に「就学相談票」をお送りしますので、ご記入の上、当日ご持参ください。（母子健康手帳などを見て、できるだけ正確にご記入ください。）
- 相談員に話しておきたいことや尋ねたいこと等はメモにまとめておくと、当日、言い漏らすことがありません。
- 通院している病院名や主治医の名前の確認をお願いします。
- 母子健康手帳や身体障害者手帳、療育手帳、診断書、検査の結果報告書などをお持ちの場合は、ご持参いただくと具体的な相談ができます。



### 3 どんな学校・学級がありますか？

子どもたちが就学する学校や学級（学びの場）の特徴について説明いたします。

#### (1) 小学校（通常の学級）

- ・ 小学校1年生の1学級定員数は、30人（県の基準）です。
- ・ 学校によっては、チーム・ティーチングによる指導や学年をさらに細かく分けての少人数による指導、習熟度指導等が行われています。
- ・ 年間のカリキュラムに沿って授業が進みますので、学習の進み具合を個別に応じて変えることは難しく、一定のスピードで行われます。

#### (2) 小学校（通常の学級 + 通級指導教室）

- ・ 言語障害、聴覚障害、情緒障害、LD、ADHD 等の障害や同様の特性があるものの、通常の学級での学習に概ね参加できる児童が対象です。
- ・ 地域の小学校の通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間の割合で通級指導教室にて個別、または、小集団による指導を受けるシステムです。
- ・ 通級指導教室を利用する場合、在籍する通常の学級での授業が一部受けられないため、通級することのメリットだけでなく、デメリットも十分に検討する必要があります。
- ・ 他校の通級指導教室を希望する場合、保護者の送迎や往復に必要な時間も含めて、デメリットも十分に検討する必要があります。

### (3) 小学校（特別支援学級）

- ・ 知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害の児童が対象です。
- ・ 少人数学級の中で個別の指導目標に基づいて指導及び支援が受けられるという利点があります。（細やかな支援が受けられます。）
- ・ 1学級の定員は最大8人で、9人以上になると2学級、17人以上になると3学級・・・となります。
- ・ お子さんの実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施します。

・ 市内の小学校の学校の設置状況等、詳しくは、特別支援学級等一覧（P17）をご覧ください。

#### <ポイント2>

#### 校区の小学校に特別支援学級がない場合は？

##### ① 自宅から近い特別支援学級のある小学校に通う

- ・ 原則として校区の小学校に通いますが、校区に特別支援学級がない場合は、自宅から最も近い特別支援学級のある小学校に通っていただくこともできます。（指定学校変更）
- ・ この場合の交通費や保護者の送迎にかかる費用は特別支援教育就学奨励費（ポイント6参照）が利用できます。

##### <メリット>

- ・ すでに特別支援学級が設置されているので見学して決めることができる。
- ・ 教材・教具が揃っており、個別支援や交流学习の方法等、学校のシステムが確立されているためスムーズに支援が始められる。

##### <デメリット>

- ・ 兄弟が既に校区の学校に在籍している場合、行事等が重なり参観が難しくなる。
- ・ 通学距離が長すぎる場合、保護者が送迎する必要が出てくる。

##### ② 校区の学校に特別支援学級の新設・復級を希望する

- ・ 校区の学校に新設・復級を希望する場合は、担当にご相談ください。
- ・ 条件を満たした場合、特別支援学級を新設・復級する場合があります。
  - （例1）お子さんが特別支援学級の対象として認められる場合
  - （例2）空き教室があるなど、学校の環境が整っている場合
- ・ 新設や復級をご希望の場合は、その学校に新たな教職員の配置が必要となりますので、申出は早め（遅くとも10月末まで）にお願いしています。

##### ③ 指定校区外の就学（指定学校変更）について

- ・ 指定校区以外の就学先を希望する場合、長崎市教育委員会 学務課就学支援係（095-829-1196）へ問い合わせをお願いします。

## (4) 特別支援学校

- ・ 小学部と中学部の1学級の定員は6人で、高等部の1学級の定員は8人です。また、重複障害（例：視覚障害と知的障害、知的障害と肢体不自由など）の場合、1学級の定員は3人です。
- ・ 障害の特性に応じた施設や設備が充実しており、専門性に基づくきめ細かな指導や支援が可能です。
- ・ 小学部、中学部、高等部の12年間の長期的な視点で、個別の指導計画に沿った系統性のある教育が行われています。
- ・ 障害の状態が重度又は重複しているため、もしくは長期の入院・療養等を行っているため、通学又は寄宿舎に入舎して教育を受けることが困難な児童生徒を対象に、教員が家庭や病院等を訪問して授業を行う訪問教育（担当校：長崎特別支援学校）を実施しています。

- ・ 長崎市内には、県立の鶴南特別支援学校（知的障害）と長崎特別支援学校（肢体不自由）、長崎大学教育学部附属特別支援学校（知的障害）があります。
- ・ 隣接している時津町には、盲学校（視覚障害）と時和特別支援学校（知的障害）、諫早市には、諫早特別支援学校（肢体不自由）と諫早東特別支援学校（病弱・肢体不自由）、西海市には、令和7年4月に開校した時和特別支援学校西彼杵分校（知的障害）があります。
- ・ 詳しくは長崎県の特別支援学校一覧（P22）をご覧ください。

### <ポイント3>

#### 長崎大学教育学部附属特別支援学校を希望する場合は？

- 毎年、入学者選考が2日間にわたって行われています。（出願のためには、秋頃に行われる「体験入学」に参加する必要があります。）
- 長崎大学教育学部附属特別支援学校は入学者選考が実施されますので、選考に漏れた場合の希望校を教育研究所からお尋ねします。
- 詳細については、直接学校へお問合せください。（電話：095-845-5646）



#### <ポイント4> 「就学猶予」について

- 日本国民や日本の国籍を有する学齢の子の保護者に対して、就学義務が猶予される場合とは、学校教育法により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。ただし、児童の教育を受ける権利との関係から慎重に対応しています。
  - 以下のような場合には、教育研究所にご相談ください。
    - 極低出生体重児のうち、本来の出産であれば、次年度就学になる予定の児童であり、発育不完全な場合。
    - 病弱児童で教育よりも医療措置を優先して行う必要がある場合。
- ※以上の状態については、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが（特別支援学校における教育においても）困難又は不可能な状態としております。

#### <ポイント5> 特別支援学校への就学対象児とは？

- 特別支援学校への就学対象児とは、学校教育法施行令第二十二條三項（資料1 ※P15～）に該当する子どもです。長崎市教育委員会がその該当を確認し、保護者等の意見聴取・意向確認をしたうえで、対象児の教育的ニーズの整理や必要な支援内容を検討します。そして、それらの情報を資料として教育支援委員会で就学先に係る協議を行い、市教育委員会が総合的に判断をして合意形成のうえ、就学先を決定します。
- そのため、特別支援学校への就学を希望したからといって、誰もが就学できるということはありません。幼稚園・保育所等での観察や医療機関等からの情報、就学に関する相談の記録等をもとに、保護者と市教育委員会が十分に話し合い、特別支援学校で教育を受けることがお子さんにとって適切かどうかを検討したうえで判断します。

#### <ポイント6> 特別支援教育就学奨励費について

- 特別支援学校に就学する場合には、就学奨励費が利用できます。これは、通学にかかる交通費（本人・保護者）、入学準備品、宿泊学習や修学旅行などの費用を援助するもので、保護者の収入に応じて支給されます。
- 手続きについては、入学者説明会で学校から説明があります。入学に向けて購入した準備品については、領収書を保管しておくことをお勧めします。

※特別支援学級に入級する場合にも、同様の就学支援の制度があります。  
詳しくは、入学後に学校から説明があります。

担当：長崎市教育委員会 学務課就学支援係（095-829-1196）

## 4 就学先を選ぶうえで考えておくことは何ですか？

お子さんにとって、どのような学習内容や環境が合っているか、以下の点について、ご家族で十分にご検討ください。

### (1) 学習内容について

- ・ 通常の学級では、あらかじめ決められた学年のカリキュラムに従って、集団を対象とした一斉指導を中心に授業が進められます。
- ・ 特別支援学級や特別支援学校では、一人一人の実態に応じ、当該学年、当該学年よりも下の学年又は知的障害特別支援学校の内容を学習することができます。また、学習上や生活上の困難を改善・克服するための特別な指導（自立活動）を設定しています。

### (2) 系統性のある教育について

- ・ 特別支援学校では、小学部1年生から高等部3年生までの児童生徒が同じ敷地内で学ぶこととなります。それぞれの生活年齢で必要なことを踏まえ、12年間の長期的な視点を持った教育が行われています。
- ・ 例えば、小学校の通常の学級と特別支援学校（知的障害）では、教育課程が異なっていて系統性のある学びが担保できないので、学びの場の変更を検討することはできません。

### (3) 1学級の人数や教室環境について

- ・ 小学校1年生における通常の学級の定員は30人、特別支援学級は8人、特別支援学校は6人または3人です。
- ・ 多人数の中で適応できるお子さんがいれば、多人数の中では刺激が多すぎて気持ちが落ち着かないお子さんや、口頭による指示だけでは何を言われたのかが理解できないお子さんもいます。

### (4) 通学について

- ・ 校区（地域）内の学校に通学する場合は、自宅から近い学校になるため通学に係る負担が少なくなります。一方、校区外にある学校の場合は、距離や時間が長くなって、負担が大きくなる可能性があります。
- ・ 特別支援学校によっては、スクールバスを運行している学校がありますが、希望どおりに利用できる訳ではありません。

### (5) 寄宿舎や医療機関について

- ・ 離島部在住など、通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設けている特別支援学校があります。また、医療機関が隣接している特別支援学校もあります。
- ・ 詳しくは長崎県の特別支援学校一覧（P22）をご覧ください。

## <ポイント7>

### 実際に学校・学級を見学してから決めましょう！

- 学校生活の様子や、学校の教育方針や雰囲気を知ることは就学先を選ぶ際の大事な要素です。「百聞は一見に如かず」、実際に授業や休み時間の様子を参観したり、説明を聞かれたりすることをお勧めします。（各学校の窓口は教頭先生です。）
- 見学される小・中学校に教育研究所から「学校見学依頼」を送りますので、直接学校へ連絡をして見学の申込みをしてください。
- 特別支援学校では、学校公開日（オープンスクール等）が設けられていますので、特別支援学校に直接お申し込みください。また、個別の見学も可能ですので、意向がある場合には教育研究所へご連絡ください。

## <ポイント8>

### 学びの場は、お子さんの成長に応じて検討できます！

- お子さんの就学した先での学習状況や生活の様子等を資料とし、本人、保護者、学校、教育委員会等で学びの場の見直しについて検討することができます。（ただし、通級指導教室を除き、年度途中の変更は原則できません。）
- 特別支援学校に就学したお子さんが特別支援学級でも十分に学べるほど成長して校区の小学校に転学したケース、特別支援学級での指導でコミュニケーション能力が高まって通常の学級（通級指導教室）に学びの場の変更をしたケースが実際にあります。



## 5 就学相談の流れについて

季節	春			夏		
月	4	5	6	7	8	9
内容	園長説明会 担当者説明会	保護者説明会	就学相談 (休日以外)		園訪問	学校見学
保護者	園から説明 市から説明	市から説明	就学相談申込	就学相談	医療機関に相談	学校見学 ↓ 意向決定連絡
時期等	園長対象 担当者対象	保護者対象		保護者対象 6月16日(火) ～7月31日(金) 市民会館7階		9月7日 (月)以降
詳細	教育研究所は保育園や幼稚園等の園長先生・担当者の先生に、就学相談について説明を行います。園は就学相談の案内を年長児の保護者に向けて配布します。(3月に配布している園もあります。)	教育研究所から年長児の保護者に対し、就学相談についての説明を行います。	教育研究所の就学相談担当者が特別支援学校、特別支援学級を希望・検討するお子さんの園での集団活動の様子を観察します。	申込みいただいた保護者とお子さんを対象に、就学相談を実施します。	教育研究所の就学相談担当者が特別支援学校、特別支援学級を希望・検討するお子さんの園での集団活動の様子を観察します。	保護者は小学校や特別支援学校を見学し、授業参観や教育相談を行います。






### ※ 就学先の希望について

保護者は就学相談や学校見学終了後、就学先の最終希望を決めて教育研究所へ電話で報告します。10月9日(金)までに、就学先の最終的な希望をご連絡ください。

(特別支援学級の開設・復級希望、特別支援学校への入学・転学希望の場合は、早めに報告をお願いします。)(☎095-825-2932 または 095-824-4814)

### ※ 指定校区外の就学(指定学校変更)について

指定校区以外の就学先を希望する場合、長崎市教育委員会 学務課就学支援係へ問い合わせをお願いします。(☎095-829-1196)

秋			冬		
10	11	12	1	2	3
<p style="text-align: center;"><b>長崎市教育支援委員会</b></p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">6</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">就学通知</div> </div>				サポート ファイルの 発送	
教育支援委員会にて審議 → 就学先決定 → 決定通知受取			入学者説明会 学校と打合せ	通学路確認等 入学準備	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>就学时健康診断（10月～11月の指定日） 担当：長崎市教育委員会 学校教育課保健体育係</p> </div>					
<p>校区の小学校で、就学予定の全児童を対象に健康診断を実施します。当日は校長等との個別の教育相談が可能です。その際、市教育委員会との就学相談を継続している場合は、その旨を学校にお伝えください。</p> 	<p>長崎市教育支援委員会とは長崎市教育委員会の審議機関で、学識経験者、医師、公認心理師、臨床心理士、保育・福祉関係者、教員等で構成された会議です。多くの専門家から就学先や就学後の配慮事項などについて意見を聞きます。</p> <p>就学先については、この長崎市教育支援委員会の判断を保護者にお伝えしますが、あくまでも参考意見ですので、保護者と就学相談担当者で、電話を通じて合意形成を図りながら決定することになります。なお、平成14年9月から、法令により各市町村は障害のある児童生徒の就学にあたり、専門家の意見を聞くことが義務付けられています。</p> 	<p>校区の小学校や特別支援学校で、来年度就学予定の全児童を対象に入学者説明会を実施します。</p> 	<p>教育研究所はお子さんの様子や苦手を感じることにに関して、お子さんのサポートファイルを保護者の方の許可を得て作成し、学校に送付します。</p> <p>学校と、お子さんに関する事前の面談も可能です。</p>		

### ★1月末日まで 就学通知書の発送

市立小学校へ就学する場合は、市教育委員会からハガキサイズの「就学通知書」が郵送されます。これは、入学式に必要です。また、特別支援学級に決定した場合は、A4サイズの「学校及び学びの場の指定について（通知）」という決定通知も届きます。

事情により校区以外の小学校へ就学する場合は、指定学校変更の手続きが必要です。

県立の特別支援学校へ就学する場合は、県教育委員会から市教育委員会を經由して就学通知書が送付されます。

## 6 特別支援教育について

「特別支援教育」とは、障害や特性のある全ての子どもを対象とするものです。

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

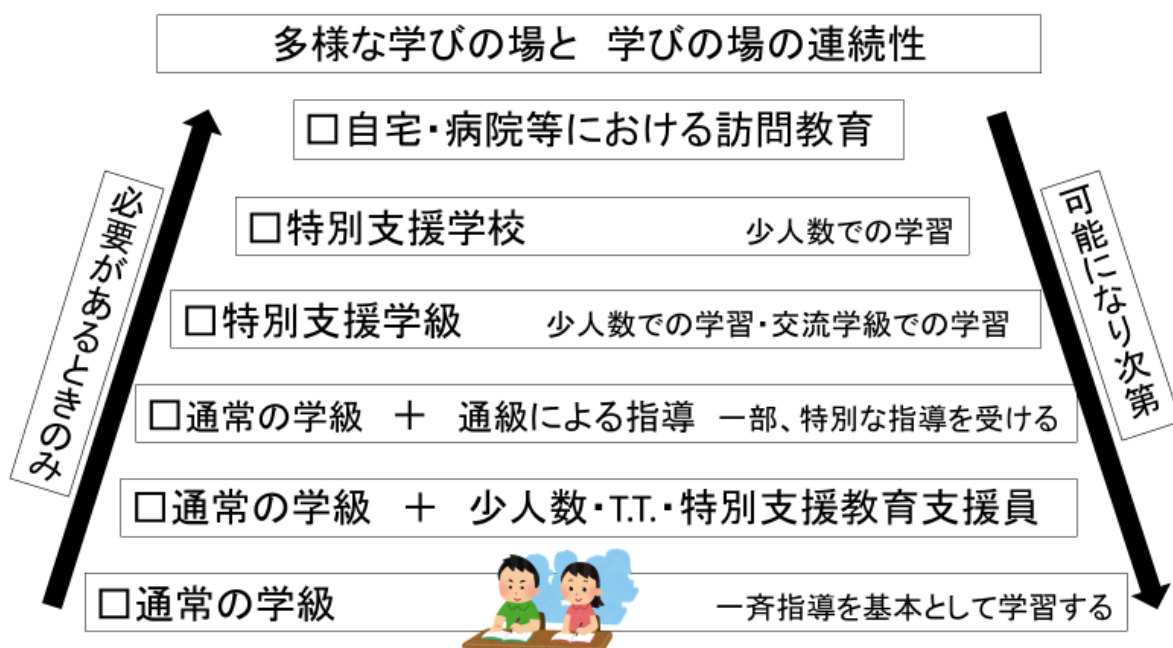
平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障害のある子どもの支援をさらに充実していくこととなりました。

さらに、特別支援教育は、障害のある子どもへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

## 7 インクルーシブ教育システムについて

多様性を大切にし、障害のある者が心身の能力等を最大限に発達させ、社会に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みをいいます。

そのため、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切となります。それには、それぞれの子どもが授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが大事となります。



# ☆ 特別支援教育のキーワード ☆

## ① 校内支援委員会

各学校では、全校的に支援体制を整え、発達障害を含む障害のある児童等の実態把握や支援方法の検討を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置することが定められています。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当者、特別支援学級担任、養護教諭、学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成します。

## ② 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者間の連携協力、特別支援学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携協力の推進役としての役割があります。

入学後、相談したいことがありましたら、学級担任はもちろん、特別支援教育コーディネーターにもご相談ください。

## ③ 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習は、障害のある子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で重要です。

また、障害のない子どもが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深める大切な機会です。

このため、学校では双方の子どもの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討して、組織的、計画的、継続的に実施するよう努めています。

なお、障害のある子どもの理解についての指導を行う際は、子どもの発達段階や、障害のある子どものプライバシー等に十分配慮する必要があります。

## ④ 特別支援教育支援員

障害のある子どもの学習や生活を支援するために、長崎市教育委員会は市内小・中学校に特別支援教育支援員（以下、「支援員」）を採用し、支援を必要とする子どもの在籍する小・中学校へ配置しています。この支援員の活用にあたっては、関係職員と十分な共通理解を図るとともに、教員による助言や研修会を通して支援に必要な知識を学んだ上で、児童生徒の支援に当たるようにしています。

支援員は以下の業務内容を担います。

- (1) 基本的な生活習慣確立のための日常生活の支援
- (2) 学習活動、教室間移動等における介助
- (3) 学校生活における安全の確保
- (4) 障害の特性に合わせた学習支援
- (5) 学校行事等における要支援児童生徒の介助
- (6) 周囲の児童生徒の障害理解促進
- (7) 前号に掲げるものの他、学校運営に関し、校長が必要と認めること

# 子どもの可能性を

市立

小・中 学 校

各学校では特別支援教育コーディネーターを1名以上指名し、校内支援委員会で支援の方法を検討するなど、学校全体で子どもを支える支援体制を整えています。また、必要に応じて特別支援教育支援員の配置がなされています。

## 通常の学級

- 一人一人を大切にす  
る学級づくりを  
行います。
- 1年生では、1学級  
30人が定員です。  
(2～6年35人)
- 分かりやすい一斉指  
導や特性に応じた適  
切な指導を行います。
- 少人数指導や習熟度  
別指導等も行います。

## 交流及び共同学習

### 通級による指導

- 通常の学級に在籍をし  
ながら、週1～2時間  
程度、特別な指導を特  
別な場で受ける教育の  
形態です。
- 長崎市には、言語、難聴、  
情緒障害、LD/ADHD等  
の通級指導教室があり  
ます。

## 特別支援学級

- 子ども一人一人にきめ細  
かな教育を行います。
- 学級の定員は8名です。
- 子どもの実態に合わせて  
通常の学級との交流及び  
共同学習を行います。
- 近隣の特別支援学級との  
交流も行います。

相談



	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					

※1年生は1週間25コマ  
※45分授業  
※年間35週

	月	火	水	木	金
1	☆				
2					
3					
4					
5					

※1年生は1週間25コマ  
※45分授業  
※年間35週  
☆通級指導教室の時間

	月	火	水	木	金
1	★	★	★	★	★
2		★		★	
3	★		★		★
4					
5					

※1年生は1週間25コマ  
※45分授業  
※年間35週  
★特別支援学級での時間

# 最大限に伸ばす特別支援教育

## 県立

## 特別支援学校

- 障害の特性に応じた施設や設備が充実しており、専門性に基づききめ細かな指導や支援を行います。
- 小学部と中学部の1学級の定員は6人で、高等部の1学級の定員は8人です。また、重複障害の場合、1学級の定員は3人です。
- 小学部、中学部、高等部の12年間で、系統性のある教育を行います。
- 長崎市内には、県立の鶴南特別支援学校(知的障害)と長崎特別支援学校(肢体不自由)、長崎大学教育学部附属特別支援学校(知的障害)があります。隣接している時津町には、盲学校(視覚障害)と時和特別支援学校(知的障害)、諫早市には、諫早特別支援学校(肢体不自由)と諫早東特別支援学校(病弱・肢体不自由)、西海市には、時和特別支援学校西彼杵分校(知的障害)があります。

### 助言 援助

センター的  
機能

#### ○一人一人に応じた指導

学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を時間を特設して実施しています。

#### ○児童生徒が学びやすい設備や教材

障害特性に応じた環境を設定し、教材の工夫や開発に努めています。

#### ○豊かな生活につなげるためのキャリア教育

小学部1年生から高等部3年生までが同敷地内で学ぶ利点を生かし、職業教育や進路指導の充実を図っています。

#### ○センター的機能の発揮（巡回相談）

近隣の小・中学校などからの要請に応じ、適切な指導や必要な支援についての助言を行います。

#### ○教育的ニーズに応えるための体制

- ・教員が家庭や病院等を訪問して授業を行う訪問教育の実施
- ・スクールバスの運行

	月	火	水	木	金
1	★	★	★	★	★
2	★	★	★	★	★
3	★	★	★	★	★
4	★	★	★	★	★
5	★	★	★	★	★

※小学部は45分授業が基本  
※曜日によって終業時刻が異なる例あり



## 〈学校、学級の種別〉

学校・学級・教室		人数など	対象となる児童生徒	特別の教育課程、特長 ※配慮していること
特別支援学校 (県立・国立)	視覚障害	□学級の定員 6人(小中) ※高は8人 ※重複は3人	・拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難である(両眼の視力がおおむね0.3未満、視機能障害が高度である)	・当該学年、下学年又は知的障害特別支援学校の各教科等 ・視覚障害を補うための諸感覚の発達促進
	聴覚障害		・補聴器等を使用しても通常の話声を聴くのが不可能又は著しく困難である(両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上である)	・当該学年、下学年又は知的障害特別支援学校の各教科等 ・保有する聴覚の活用や専門的な言語指導及び情報の活用
	知的障害		・知的発達に遅れがある ・他人との意思疎通が困難である ・日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする ・社会生活への適応が著しく困難である	・知的障害特別支援学校の各教科等 ・基本的な生活習慣や人間関係の形成 ・働く意欲や技能の習得と積極的な社会参加
	肢体不自由		・補装具を使用しても歩行や日常生活における基本的な動作が不可能又は困難である ・常時の医学的観察指導が必要である	・当該学年、下学年又は知的障害特別支援学校の各教科等 ・学びやすい施設設備と一人一人に応じた教材
	病弱		・慢性の疾患や身体虚弱の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする	・当該学年、下学年又は知的障害特別支援学校の各教科等 ・病気の種類や状態に応じた健康状態の改善や体調管理
特別支援学級	弱視	□学級の定員 8人	・拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難である	・当該学年の各教科等 ※掲示物や板書に配慮
	難聴		・補聴器等を使用しても通常の話声を聴くのが困難である	・当該学年の各教科等 ※声の大きさや話す速さに配慮
	知的障害		・知的発達に遅れがある ・他人との意思疎通に軽度の困難がある ・日常生活を営むのに一部援助が必要である ・社会生活への適応が困難である	・当該学年、下学年又は知的障害特別支援学校の各教科等 ※体験的な学習を多く取り入れることに配慮
	肢体不自由 病弱・ 身体虚弱 (院内学級)		・補装具を使用しても歩行や日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある	・当該学年の各教科等 ※移動など体の動きに配慮
	言語障害		・慢性の疾患や身体虚弱の状態が持続的又は間欠的に医療や生活の管理を必要とする	・当該学年の各教科等 ※体調や病状に配慮 (院内学級は、大病院、みなとメディカルセンターに設置)
	言語障害		・器質的又は機能的な構音障害が著しい ・話し言葉におけるリズムの障害が著しい ・言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある	・当該学年の各教科等 ※発音の仕方に配慮
	自閉症・ 情緒障害		・自閉症又はそれに類する障害がある ・他人との意思疎通や対人関係の形成が困難である ・心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難である	・当該学年の各教科等 ※対人関係や気持ちの切り替えなどに配慮
通級指導教室	難聴	□週1～2時間の個別指導	・補聴器等を使用しても通常の話声を聴くのが困難だが、通常の学級での学習におおむね参加できる	・聞き取りの工夫の仕方 ・発音の工夫の仕方
	言語障害		・器質的又は機能的な構音障害、話し言葉におけるリズムの障害、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるが、通常の学級での学習におおむね参加できる	・発音の工夫の仕方
	自閉症・ 情緒障害  LD・ ADHD		・自閉症又はそれに類するが、通常の学級での学習におおむね参加できる ・心理的な要因による選択性かん黙等があるが、通常の学級での学習におおむね参加できる ・一般的な知的発達に遅れがない ・聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難がある ・年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障がある	・他者との関わり方の工夫 ・気持ちの切り替え

# 資 料

(1) 障害の程度と学びの場

(2) 長崎市立小学校 特別支援学級等一覧  
(長崎市立中学校 特別支援学級等一覧)

(3) 長崎県の特別支援学校一覧

(4) 就学相談の申込方法

(別紙1) 就学相談申込書

(別紙2) 園児の相談票

- (1) 障害の程度と学びの場
- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 学校教育法施行令 第22条の3 |
| 2 | 25文科初第756号 より   |

### 視覚障害

特別支援学校	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の <u>視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度</u> のもの
特別支援学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>困難な程度</u> のもの
※通級指導教室	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### 聴覚障害

特別支援学校	両耳の聴力レベルが概ね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの
特別支援学級	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>困難な程度</u> のもの
通級指導教室	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### 肢体不自由

特別支援学校	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における <u>基本的な動作が不可能又は困難な程度</u> のもの 二 肢体不自由の状況が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
特別支援学級	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に <u>軽度の困難</u> がある程度のも
※通級指導教室	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### 病弱・身体虚弱

特別支援学校	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が <u>継続して医療又は生活規制を必要とする程度</u> のもの 二 身体虚弱の状態が <u>継続して生活規制を必要とする程度</u> のもの
特別支援学級	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が <u>持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度</u> のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
※通級指導教室	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## 知的障害

特別支援学校	<p>一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに<b>頻繁に援助</b>を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
特別支援学級	<p>知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに<b>一部援助が必要</b>で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>

## 自閉症・情緒障害

特別支援学級	<p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
--------	--

## ① LD ② ADHD ③自閉症 ④情緒障害等

通級指導教室	<p>① 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p>② 年齢又は発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの</p> <p>③ 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p>④ 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
--------	--

## 言語障害

特別支援学級	<p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>
通級指導教室	<p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>

◎ ※印がついている学級・教室は、現在長崎市には設置されていません。

◎ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◎ 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

## (2) 令和8年度 長崎市立小学校 特別支援学級等一覧

令和8年4月 現在

学 校 名	所 在 地	電 話	種 別
戸 石	戸石町1281	830-2002	知的 自閉症・情緒 難聴 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
古 賀	松原町2462	838-2763	知的 自閉症・情緒
矢 上	矢上町12-12	838-2047	知的 自閉症・情緒 言語通級 LD・ADHD通級
日 見	界2-14-1	838-3853	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
伊 良 林	伊良林1-10-1	822-5135	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
諏 訪	諏訪町7-13	822-2870	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 難聴 言語通級
上 長 崎	下西山町9-1	824-0369	知的 自閉症・情緒 難聴 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
桜 町	勝山町30-1	823-3262	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 LD・ADHD通級
西 坂	御船蔵町6-35	823-2684	知的 自閉症・情緒
小 島	愛宕1-4-16	824-0321	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 LD・ADHD通級
愛 宕	白木町17-1	826-6062	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
日 吉	飯香浦町3478	836-1908	知的 自閉症・情緒
茂 木	茂木町283-2	836-1913	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
仁田佐古	西小島2-6-15	822-2680	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級

学 校 名	所 在 地	電 話	種 別
大 浦	上田町13-1	822-2360	知的 自閉症・情緒 難聴 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
			病弱（院内学級）
戸 町	戸町2-9-1	878-4420	知的 自閉症・情緒 難聴 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
小ヶ倉	小ヶ倉町1-408	878-4353	知的 自閉症・情緒 難聴 LD・ADHD通級
土 井 首	柳田町194	878-4347	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
深 堀	深堀町5-148	871-3024	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 LD・ADHD通級
式 見	式見町678	841-0005	知的 自閉症・情緒
福 田	福田本町1493-1	865-1327	知的 自閉症・情緒
小 榊	みなと坂1丁目35-6	865-2151	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
飽 浦	飽浦町17-1	861-3375	知的 自閉症・情緒
朝 日	平戸小屋町10-1	861-8773	知的 自閉症・情緒
稻 佐	稻佐町11-1	861-2650	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
城 山	城山町23-1	861-0057	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
西城山	金堀町23-1	861-0617	知的 自閉症・情緒 難聴
西 町	西町2-1	844-1949	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
西 北	西北町13-1	844-4004	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級

学 校 名	所 在 地	電 話	種 別
滑 石	滑石2-20-5	856-2083	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 難聴
大 園	滑石6-1-59	856-5712	知的 自閉症・情緒 難聴 言語通級 LD・ADHD通級
西浦上	大手1-14-3	847-9498	知的 自閉症・情緒 難聴 LD・ADHD通級
高 尾	高尾町7-49	847-9450	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
山 里	橋口町20-56	844-0785	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 情緒通級
坂 本	坂本3-3-1	844-0539	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
		長崎大学附属病院内に設置	病弱（院内学級）
銭 座	銭座町1-16	844-0070	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
三 原	三原2-16-45	845-5306	知的 自閉症・情緒
北 陽	滑石4-4-8	856-1314	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
三 重	三重町1125	850-0930	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
畝 刈	京泊1-3-1	850-0024	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 難聴 LD・ADHD通級
女の都	女の都4-7-1	847-9073	知的 自閉症・情緒
横 尾	横尾2-16-1	857-4409	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
小江原	小江原2-33-1	848-1970	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級

学 校 名	所 在 地	電 話	種 別
虹 が 丘	虹が丘町2432番地	856-6423	自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
西 山 台	西山台1-4-1	846-7071	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
南 陽	竿浦町1062	879-0276	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 難聴 LD・ADHD通級 言語通級
橘	かき道5-2-16	838-3055	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
南長崎	ダイヤランド4-5-1	878-9003	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
鳴見台	鳴見台2-1-8	850-4447	知的 病弱・身体虚弱 自閉症・情緒 弱視 肢体不自由 LD・ADHD通級
桜が丘	小江原3-19-1	846-2067	知的 自閉症・情緒 言語
香 焼	香焼町493番地	871-4216	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
伊王島	伊王島町1丁目甲3273番地	898-2320	自閉症・情緒
高 島	高島町1947-2	896-3018	知的
野母崎	野母町1番地	893-0012	知的 自閉症・情緒
外海黒崎	下黒崎町1428	(0959)25-0008	知的 自閉症・情緒
蚊 焼	蚊焼町1778	892-0055	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
為 石	為石町2119	892-0007	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
晴海台	晴海台町1-7	892-7117	知的 自閉症・情緒
川 原	宮崎町127	892-0017	自閉症・情緒
形 上	琴海形上町1826-2	885-2702	知的 自閉症・情緒
長 浦	長浦町2751-4	885-2703	知的 自閉症・情緒
村 松	琴海村松町701-8	884-2019	知的 自閉症・情緒 LD・ADHD通級
高城台	高城台1-22-1	838-7196	知的 自閉症・情緒 病弱・身体虚弱 肢体不自由 LD・ADHD通級

# 令和8年度 長崎市立中学校 特別支援学級等一覽

令和8年4月現在

学校名	種別
東長崎	知的
	自閉症・情緒
	難聴
	肢体不自由 LD・ADHD通級
日見	知的
	自閉症・情緒
桜馬場	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
	肢体不自由 LD・ADHD通級
片淵	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
長崎	知的
	自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
小島	知的
	自閉症・情緒障害
	病弱・身体虚弱
	LD・ADHD通級
日吉	知的
茂木	自閉症・情緒
大浦	知的
	自閉症・情緒
梅香崎	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
	LD・ADHD通級
戸町	知的
	自閉症・情緒
	肢体不自由 病弱・身体虚弱
土井首	知的
	自閉症・情緒
	LD・ADHD通級
開成分校	知的
	自閉症・情緒
深堀	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
福田	知的
	自閉症・情緒 病弱・身体虚弱
西泊	知的
	自閉症・情緒
	LD・ADHD通級
丸尾	知的
	自閉症・情緒
淵	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
	難聴 LD・ADHD通級
緑が丘	知的
	自閉症・情緒 LD・ADHD通級

学校名	種別
岩屋	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
	LD・ADHD通級
西浦上	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
山里	知的
	自閉症・情緒
	病弱（院内学級） LD・ADHD通級
滑石	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
三重	知的
	自閉症・情緒
	肢体不自由
	病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
横尾	知的
	自閉症・情緒
小江原	自閉症・情緒
	LD・ADHD通級
橘	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱 LD・ADHD通級
三川	知的
	自閉症・情緒
小ヶ倉	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
香焼	知的
	自閉症・情緒
伊王島	病弱・身体虚弱
野母崎	知的
	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
外海	自閉症・情緒
	知的
三和	自閉症・情緒
	病弱・身体虚弱
	LD・ADHD通級
琴海	知的
	自閉症・情緒 LD・ADHD通級

### (3)令和8年度 長崎県の特別支援学校一覧

県立

障害種別	学校名	学部	所在地	関係寄宿舎、施設、病院等
視覚障害	盲学	幼・小・中 高・専	西彼杵郡時津町西時津郷873 〒851-2101 TEL095-882-0020	寄宿舎 スクールバス
聴覚障害	ろう学校	幼・小・中 高・専	大村市宮小路3-5-5 〒856-0807 TEL0957-55-5400	寄宿舎 スクールバス
	ろう学校 佐世保分教室	幼・小・中	佐世保市小舟町60 〒857-0114 TEL0956-46-0881	
知的障害 肢体不自由	佐世保特別支援学校	小・中・高	佐世保市竹辺町810 〒858-0911 TEL0956-47-6474	スクールバス
知的障害	佐世保特別支援学校 北松分教室	小・中	平戸市田平町荻田免20 〒859-4823 TEL0950-57-0746	田平中学校内
		高	平戸市田平町小手田免54-1 〒859-4824 TEL0950-26-1130	北松農業高校内
	佐世保特別支援学校 高等部上五島分教室	高	南松浦郡新上五島町浦桑郷306 〒857-4511 TEL0959-54-1121	上五島高校内
	島原特別支援学校	小・中	島原市新田町562 〒855-0043 TEL0957-65-0350	
		高	島原市南崩山町丁2800-3 〒855-0871 TEL0957-65-4161	
	島原特別支援学校 南串山分教室	小・中	雲仙市南串山町丙9436-2 〒854-0703 TEL0957-88-3394	
	虹の原特別支援学校	小・中・高	大村市宮小路3-5-1 〒856-0807 TEL0957-55-5260	寄宿舎 スクールバス
	虹の原特別支援学校 壱岐分教室	小・中	壱岐市郷ノ浦町本村触589 〒811-5133 TEL0920-47-0159	盈科小学校内
		高	壱岐市郷ノ浦町片原触88 〒811-5136 TEL0920-48-0811	壱岐高校内
	虹の原特別支援学校 高等部対馬分教室	高	対馬市巖原町東里120 〒817-0016 TEL0920-52-3222	対馬高校内
	鶴南特別支援学校	小・中・高	長崎市蚊焼町721 〒851-0401 TEL095-892-0258	スクールバス 福祉型障害児入所施設みのり園
	鶴南特別支援学校 五島分教室	小・中	五島市錦町1-1 〒853-0003 TEL0959-74-0333	福江小学校内
		高	五島市坂の上1-6-1 〒853-0065 TEL0959-72-2303	五島海陽高校内
	時和特別支援学校	小・中・高	西彼杵郡時津町西時津郷873 〒851-2101 TEL095-886-7128	スクールバス
	時和特別支援学校 西彼杵分教室	小・中	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷1590 〒857-2302 TEL0959-22-1131	大瀬戸中学校内
高		西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷663 〒857-2303 TEL0959-22-9150	西彼杵高校内	
希望が丘 高等特別支援学校	高	諫早市多良見町化屋986-6 〒859-0401 TEL0957-43-5544		
川棚特別支援学校	小・中・高	東彼杵郡川棚町小串郷1600 〒859-3618 TEL0956-82-2203	児童入所施設あすなろ	
肢体不自由	長崎特別支援学校	小・中・高	長崎市桜木町6-41 〒850-0835 TEL095-827-6624	スクールバス 国立病院機構長崎病院
	諫早特別支援学校	小・中・高	諫早市真崎町1670-1 〒854-0084 TEL0957-26-1798	寄宿舎、スクールバス 諫早療育センター、みさかえの園むつみの家
肢体不自由 病弱	諫早東特別支援学校	小・中	諫早市永昌東町24-2 〒854-0071 TEL0957-22-1863	県立こども医療福祉センター
病弱	大村特別支援学校	小・中	大村市久原2-1418-2 〒856-0835 TEL0957-52-6312	寄宿舎、長崎県精神医療センター 国立病院機構長崎医療センター
	大村特別支援学校 西大村分教室	小・中	大村市上諏訪町1095-2 〒856-0023 TEL0957-46-3820	児童心理治療施設大村椿の森学園
病弱 肢体不自由	桜が丘特別支援学校	小・中・高	東彼杵郡川棚町下組郷386-2 〒859-3615 TEL0956-82-3630	長崎県精神医療センター 国立病院機構長崎川棚医療センター
国立				
障害種別	学校名	学部	所在地	関係寄宿舎、施設、病院等
知的障害	長崎大学教育学部 附属特別支援学校	小・中・高	長崎市柳谷町42-1 〒852-8046 TEL095-845-5646	

## (4) 就学相談の申込方法

就学相談では、教育委員会の特別支援教育担当、並びに市立小・中学校教員が、お子さまの発達や適応状況などを踏まえ、お子さまの力をよりよく伸ばしていくための教育環境や必要な施設設備等について、保護者とともに考えてまいります。

次に該当する場合は、お申し込み願います。

### <対象>

令和9年4月に小学校に入学予定のお子様で、次のいずれかに該当し、相談を申し込みたい市内在住の方。

- 1 お子様に、疾病や発達障害を含む障害があり、就学について詳しく知りたい方。
- 2 お子様の学習や集団参加、対人関係などについて不安がある方。
- 3 お子様が、幼稚園・保育園（所）・こども園で何らかの個別対応を受けている方。
- 4 お子様が、医療機関や、療育機関で訓練や療育などを受けている方。

※ 就学相談では、お子様も一緒に来所いただくようお願いしています。

※ 特別支援学校や特別支援学級を希望する場合は、必ず就学相談を受けていただく必要があります。

### <相談日>

**6/16（火）～7/31（金）（※ 土曜日、日曜日、祝日を除く）**

◎ 以上の日程の内、保護者が希望される日に45分程度実施します。

お子様と一緒に来所できる希望日を、申込書にお書きください。

◎ 申込みいただいた方には、日程を調整し、後日郵送にてご案内いたします。

◎ この期間に申込みができない場合は、早めに研究所までご連絡ください。

### <場 所>

長崎市民会館7階 相談室2・3

### <申込方法>

原則として、郵送にて申し込み願います。

申込書がお手元がない場合、まずは教育研究所までお電話ください。

<申込締め切り> 5月29日（金）

### <お申込先>

〒850-0874 長崎市魚の町5番1号 市民会館7階

長崎市教育委員会 教育研究所長（親展）

担当：平戸・多良・前田・赤瀬・石川・高橋

TEL 095-825-2932

TEL 095-824-4814

メモ



療育や訓練も  
卒園までだし、  
小学校では  
大丈夫かな…

授業は、落ち着い  
て45分座ってい  
られるかな…

保育園（幼稚園）では、  
先生が個別に支援や補助をして  
くれたけど、小学校では  
どうなるのかな…

お友達とうまく  
付き合えるかな…

こんなことに思い当たったら、気軽に就学相談をしてみませんか？

就学相談をしたい！と思ったら・・・

**「令和8年度就学相談申込書」**を、  
教育研究所まで 郵送 または 持参  
しましょう。

就学相談当日は、お子様同伴です。



申込書を提出したら、

**「園児の相談票」**の作成を、

保護者様から担任の先生に依頼しましょう。